

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2023 年 12 月 19 日号



1. 令和6年度税制改正大綱におけるプラットフォーム課税の骨子

ポストインボイス制度の消費税制度は、国外事業者に係る消費税の課税の適正化に照準が合わされた。

令和5年12月14日に公表された令和6年度税制改正大綱において、「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方等」の「3 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」「(3)グローバル化を踏まえた税制の見直し」の一つとして③プラットフォーム課税が挙げられた。

「デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっている。こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者が納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されている。わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税を導入する。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められることを考慮して、一定の規模を有する事業者とする。」

(1) 特定プラットフォーム事業者に消費税の納税を求める

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる。

現在先進国で導入されているプラットフォーム課税は、「deemed supplier」モデルを基本とし、契約上は販売主体ではないプラットフォーム事業者をあたかも販売主体かのようにみなして、みなし売上に係る税金の納付を求める仕組みとなっている。大綱では、みなし仕入れの国外事業者並びにプラットフォーム事業者での課税上の取扱いについては明記されておらず今後立法化の過程で検討がされると見込まれる。

2) 対象となる取引

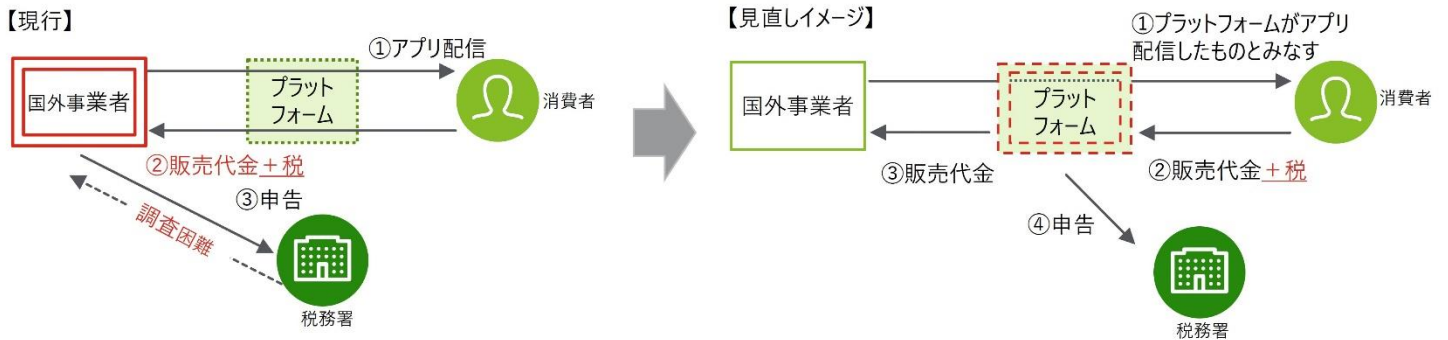
国税庁長官が指定する特定プラットフォーム事業者を介して国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務のみを対象とする。国外事業者が提供する事業者向け電気通信利用役務は、特定プラットフォーム事業者を介して行われた場合にも、引き続き役務提供者側では不課税であり、リバースチャージが適用され、受益者が特定仕入れを課税することとなる。

対象となる取引は、国税庁長官が指定する特定プラットフォーム事業者を介して行われる消費者向け電気通信利用役務に限られる。特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等はインターネット等を通じて公表される。この指定

制度は、プラットフォーム事業者と国外事業者の両方が納税するなどの事例を回避し、予見可能性に配慮するための措置である。

また、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものに限定されており、プラットフォーム事業者が決済に関与しない場合にはみなす規定の対象外となることがうかがえる。しかしながら決済関与を適用条件とした場合、消費者が選択する決済手段に納税義務の所在が左右され、上述の予見可能性が担保されないこととなるため、更なる検討が必要である。

<イメージ> アプリストアを通じてオンラインゲームを配信



【出所】「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会 報告書」(財務省) 1 頁を参考に作成

3) 特定プラットフォーム事業者のコンプライアンス

プラットフォーム事業者は、その課税期間において国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の対価の額の合計額が 50 億円を超える場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までにその旨を国税庁長官に届け出なければならない。国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、国外事業者に対してその旨を通知しなければならない。確定申告書には対象となる金額等を記載した明細書の添付が義務付けられる。

その課税期間において国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の対価の額の合計額が 50 億円を超えるプラットフォーム事業者を対象を限定し、相当の範囲のプラットフォーム事業者を対象としつつも、プラットフォーム事業者の税務コンプライアンスや事務処理能力に配慮している。明細書に記載が求められる具体的な内容については今後検討がされるものと思われる。

4) 施行期日

上記の改正は令和 7 年(2025)年 4 月 1 日以降に行われる電気通信利用役務の提供について適用される。特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずるものとされている。

経過措置の具体的内容は明らかではないが、仮に、プラットフォーム事業者の事業年度が暦年である場合、令和 7 年(2025)年 4 月 1 日以降に行われる電気通信利用役務の提供についてプラットフォーム自身が納税義務を負うと仮定すると、特定プラットフォーム事業者としての指定はそれ以前に行われなければならない。このため、プラットフォーム事業者は、令和 6 年度の国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供の対価に基づき届出を提出するものとするのか、明らかではない。

なお、以上の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 6 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に留意されたい。

2. プラットフォーム課税導入の背景

プラットフォーム課税の提案の背景には、大規模なデジタルプラットフォームの日本経済における存在感の急速な拡大がある。デジタル市場の成長の勢いは凄まじく、アプリの市場規模は令和 6 年に 5 兆円強にも達するとの予想されている。プラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国税庁は国外事業者の捕捉や調査・徴収に課題を抱えている。プラットフォーム課税の導入は国外事業者に係る消費税の課税の適正化に大きく貢献すると見込まれる。また、消費者向け電気通信利用役務にとどまることなく、プラットフォーム経済から生じる消費税の課税に関する課題に立ち向かう大きな一歩となることが期待される。



令和6年度税制改正トピックス

令和6年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルル、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

